

平成 28 年 3 月 31 日

受益者の皆様へ

大和証券投資信託委託株式会社

「中期国債ファンド」の繰上償還（予定）のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております弊社の投資信託「中期国債ファンド」は、信託約款に定める運用の基本方針に則った運用を継続することが困難な状況になりつつあります。このまま運用を継続しても受益者の皆様のご期待に沿うことができなくなる可能性が高く、信託約款の規定に基づき平成28年6月30日をもって繰上償還させていただきたく、お知らせ申し上げます。

この度の繰上償還につきご理解いただけますようお願い申し上げます。

また、繰上償還に向けまして、信託財産留保額の撤廃を実施いたしますので、併せてお知らせ申し上げます。

投資信託の運用につきましては、今後とも投資家の方々のご期待に添えますよう万全を期して努力してまいり所存でございますので、より一層のご愛顧を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 繰上償還の日程

- ① 電子公告開始日 平成 28 年 3 月 31 日
※弊社ホームページ (<http://www.daiwa-am.co.jp/>) 上で公告いたします。
- ② 異議申立期間 平成 28 年 3 月 31 日～平成 28 年 5 月 9 日
- ③ 異議申立結果の掲載 平成 28 年 6 月 1 日
※弊社ホームページ上に掲載いたします。
- ④ 繰上償還予定日 平成 28 年 6 月 30 日

2. 繰上償還の理由

当ファンドは、主として円建ての債券に投資することにより、安定した収益の確保をめざすことを運用の基本方針としていますが、平成 28 年 2 月に日本銀行によりマイナス金利政策が導入されたことにより、この基本方針に則った運用の継続が困難な状況になりつつあります。

このため、やむを得ない事情が発生したときに信託を終了させることができるとの信託約款の規定（第 37 条第 1 項）に基づき、繰上償還を行ないます。

3. 繰上償還に反対される受益者の方へ —異議申立ての方法—

当ファンドの繰上償還に反対される受益者の方は、異議を申立てることができます。

※ 繰上償還にご同意いただける場合は、何のお手続きも必要ございません。

繰上償還に反対される受益者の方は、官製はがき等の書面に以下の内容をご記入のうえ、弊社（大和証券投資信託委託）の下記窓口宛てに、ご郵送にて異議をお申立てください。なお、この申立ては、平成 28 年 5 月 9 日弊社到着分までを有効とさせていただきます。

① 宛先

〒100-6753 東京都千代田区丸の内 1-9-1 グラントウキョウノースタワー
大和証券投資信託委託（株）
「中期国債ファンド」繰上償還に関する取扱窓口

② ご記入内容

(ア) 郵便番号、住所
(イ) 氏名、ふりがな、捺印
(ウ) 電話番号（平日の日中連絡先）
(エ) ファンド名、保有口数（平成 28 年 3 月 31 日現在）
(オ) 取扱販売会社名、取引支店名、口座番号
(カ) 繰上償還に反対する旨

※ 当ファンドに関し、複数の販売会社で口座をお持ちの方、同一販売会社であっても複数の支店で口座をお持ちの方は、保有するすべての販売会社名、支店名、口座番号をご記入ください。

※ 保有口数、口座番号に関するお問い合わせは、販売会社のお取扱窓口へお願いいたします。

(注) 上記の記入内容に不備等がある場合には、異議の申立てをお受けできなくなる場合があります。

(注) 異議申立書面に記載された受益者の方の個人情報は、保有口数の確認等当ファンドの繰上償還にかかる事務遂行を目的として、取扱販売会社、弊社、受託会社および再信託受託会社の間で共同して利用させていただきます。

(記載例)

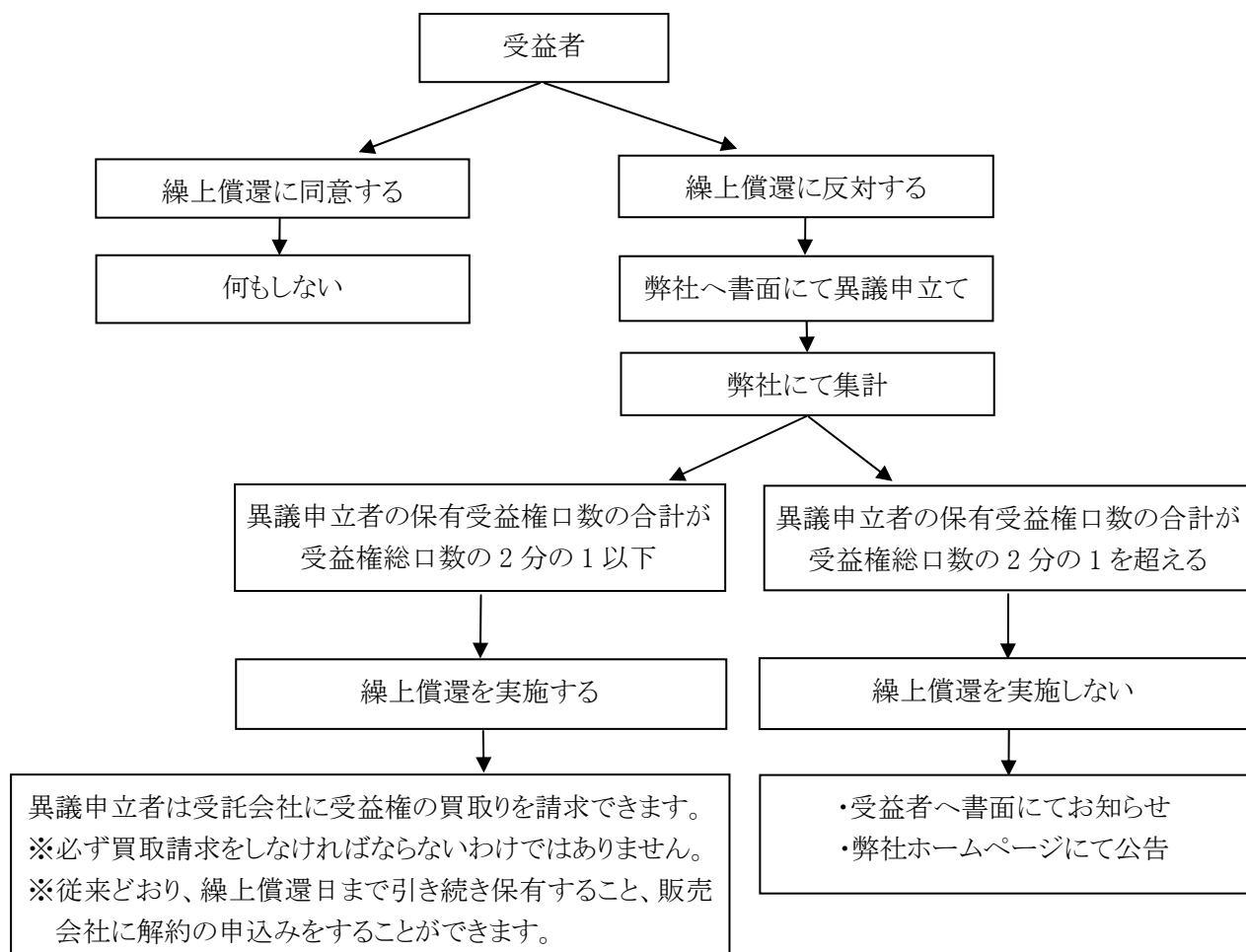
ア) 〒X X X- X X X X
東京都千代田区・・・
 だいわ たろう
イ) 大和 太郎 ㊞
ウ) 03-X X X X- X X X X
エ) 中期国債ファンド
 〇〇〇口
オ) 〇〇証券 〇〇支店
 口座番号 X X X X
カ) 繰上償還に反対します。

4. 繰上償還の決定方法

異議を申立てた受益者の方の受益権の合計口数が平成 28 年 3 月 31 日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えない場合は、予定どおり平成 28 年 6 月 30 日をもって繰上償還いたします。異議申立手続きの結果につきましては、平成 28 年 6 月 1 日付で弊社のホームページに掲載いたします。

異議申立ての受益権合計口数が平成 28 年 3 月 31 日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えた場合は、繰上償還は行ないません。この場合、異議申立期間終了後すみやかに、繰上償還を行なわない旨を弊社ホームページ上にて公告するとともに、書面にて受益者の皆様へお知らせいたします。

5. 異議申立手続きの流れ



6. 繰上償還に反対される受益者の方へ ー買取請求手続きについてー

当ファンドの繰上償還が実施されることとなった場合には、異議を申立てた受益者の方は、以下の手続きにより、保有されている当ファンドの受益権について、信託財産による買取りを請求することができます。

※ 異議を申立てた方が必ず買取請求をしなければならないわけではなく、繰上償還日まで引き続き保有すること、または、従来どおり販売会社において解約請求をすることができます。

<受益権の受託会社に対する買取請求手続き>

買取請求期間 平成28年6月1日～平成28年6月20日

- ① 弊社より異議を申立てた受益者の方に対し「買取請求のご案内」を発送
- ② 受益者の方による買取請求書（注）のご記入
- ③ 弊社へ買取請求書のご送付
- ④ 弊社から受託会社へ買取請求書の送付
- ⑤ 受託会社での買取請求書の受理および信託財産による買取りの受付
- ⑥ 受益者の方へ買取代金の支払い

（注）買取請求書にご記入いただいた受益者の方の個人情報、買取請求にかかる事務遂行を目的として、取扱販売会社、弊社、受託会社および再信託受託会社の間で共同して利用させていただきます。

上記の買取請求は繰上償還に対し異議を申立てた受益者の方が、法令に基づいて受託会社に対し

て行なうものであり、販売会社に対する買取請求ではありません。

受託会社に対する買取請求と販売会社に対する解約請求では、次の相違点があります。

	受託会社に対する買取請求	販売会社に対する解約請求
請求窓口	大和証券投資信託委託	販売会社
請求方法	買取請求書をご郵送	販売会社窓口にてお申込み
取引価格	受託会社が受理した日の翌営業日の前日の解約価額（＝基準価額）	販売会社が受付けた日の翌営業日の前日の解約価額（＝基準価額）
納税手続き (個人の場合)	<u>ご自身での納税手続きが必要</u> (特定口座はご利用できません。)	特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合、販売会社にて源泉徴収
その他	<u>・買取代金のお支払いまでには、販売会社に対する解約請求よりも日数を要する場合があります。</u> <u>・送金手数料および計算書の郵送費用が買取代金から差引かれます。</u>	

なお、異議申立期間終了後、繰上償還が実施されることとなった場合、異議を申立てた受益者の方へ、買取請求に関する詳しいご案内を郵送いたします。

7. 信託財産留保額の撤廃

当ファンドの換金の際、購入日から起算して換金申込受付日の翌営業日の前日までの日数が 30 日未満の場合、1 万口につき 10 円の信託財産留保額を換金代金から差し引くこととしていますが、平成 28 年 4 月 1 日付で信託財産留保額を撤廃いたします。

8. 繰上償還に関するお問い合わせ先

大和証券投資信託委託株式会社 コールセンター
電話番号：0120-106212（営業日の9:00～17:00）

なお、保有口数、口座番号に関するお問い合わせは、販売会社のお取扱窓口へお願いいたします。

以上